

**募集要項 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業  
技術研修（受入研修）**

## 1. 要件等

### 事業の趣旨

日本企業が有する省エネ技術の海外移転を通じて、エネルギー利用の効率化・CO<sub>2</sub>排出削減を推進するため、工場のスマート化や省エネ機器の導入またはメンテナンスを担うアジア（中東を含む）の国・地域の外国人材を、訪日研修を通じて育成する事業です。

### 対象国・地域

アジア（中東を含む）の国・地域

### 申請企業の要件

研修生を招へいする受入企業は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・日本の法人格を有する企業
- ・研修の実施及び経費負担能力を有すること
- ・現地側と資本関係または商取引関係があること

### 実施形態

(i) 省エネ機器、(ii) 産業用ロボット、ファクトリーオートメーション（工場のスマート化）の導入やメンテナンスを担う外国人材を日本に受け入れ、企業内で技術研修を実施する。

#### 【実施例】

##### (i) 省エネ機器等の導入やメンテナンス

- ① 日本の省エネ機器メーカーが、海外で販売を担う子会社や代理店のエンジニアに対し、メンテナンス、据付等の技術研修を日本で行う。
- ② 日本の省エネ機器メーカーが、海外の工場で省エネ機器の導入予定の企業のエンジニアに対し、メンテナンス技術の研修を日本で行う。

##### (ii) 産業用ロボット、ファクトリーオートメーション（工場のスマート化）の導入やメンテナンス

- ① 日本の産業用ロボットメーカー又はSIer企業が、海外のSIer企業のエンジニアに対し、自動化機器の導入、メンテナンス、設備設計等の研修を日本で行う。
- ② 日本の産業用ロボットメーカー又はSIer企業が、自社の自動化機器を導入する／導入を検討している企業のエンジニアに対し、導入、メンテナンス等の研修を日本で行う。

※研修を円滑に進めるため、受入企業での研修開始前に、日本語習得、日本企业文化等の理解を目的としたAOTSが実施する研修（一般研修）に参加することも可能です。

一般研修は、日本語研修を含める6週間コースと日本語研修は含まれない9日間コースとが選択できます。

### 対象分野

#### (i) 省エネ機器等の導入やメンテナンス

日本企業が製造するエネルギー効率の高い①ユーティリティ設備、②生産設備の工場等への導入やメンテナンスを担う外国人エンジニアの育成

##### ① ユーティリティ設備例

高効率空調	業務用給湯器	高性能ボイラ
高効率コージェネレーション	変圧器	冷凍冷蔵設備
産業用モータ	調光制御設備	産業ヒートポンプ
低炭素工業炉		

② 生産設備例

工作機械	プラスチック加工機械	プレス機械
印刷機械	ダイカストマシン	

※先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金「指定設備導入事業」の補助対象設備であり、製品型番登録がなされた設備、あるいは製品型番登録がなされていない場合において自社從来品や現在の海外市場での普及・汎用品と比較したエネルギー節減・CO2削減について定量的に一定の効果を説明できる設備が対象となります。

【導入/メンテナンス例】

導入		メンテナンス	
仕様提案	見積り	定期検査	故障診断
据付け(設置)	初期設定	調整	分解整備
試運転	稼働確認	部品/装置交換・調達	新機種推奨

※設備の導入、メンテナンスに係る技術指導等が目的であれば、その手段として技術指導等の一部に設備の設計や製造に係るものが含まれていても認められます。ただし、当該目的外での設備(部品等を含む)の設計・製造に係る技術指導等は認められません。

※設備自体の導入の費用は補助対象外です。

(ii) 産業用ロボット、ファクトリーオートメーション(工場のスマート化)の導入やメンテナンス

日本企業、海外の日系企業又はその顧客企業が実施するファクトリーオートメーション(工場のスマート化)の導入またはメンテナンスを担う外国人エンジニアの育成

※ロボットやファクトリーオートメーションの導入、メンテナンスに係る技術指導等が目的であれば、その手段として技術指導等の一部にロボットやスマートファクトリー化の設備の設計や製造に係るものが含まれていても認められます。

※ロボットやファクトリーオートメーションの導入、メンテナンスによる生産工程等でのエネルギー削減・CO2削減について、定量的に一定の効果を説明できる導入、メンテナンスが対象となります。

※当該目的外でのロボット(部品等を含む)、スマートファクトリー化の設備(部品等を含む)の設計・製造に係る技術指導等やロボット、スマートファクトリー自体の導入の費用は補助対象外です。

※申請される人材育成が直接的又は間接的に軍事目的に関連するものである場合は、利用できません。

研修期間

原則として、2024年3月末までに終了し、帰国するようご計画ください。

研修対象者の要件

次の要件を全て満たす者。

- ・アジア（中東を含む）の国・地域の国籍を有する者
- ・アジア（中東を含む）域内に居住する者であって、当該居住地において合法的に就労する資格を有している者
- ・原則として、研修開始時点で20歳以上50歳以下の心身健康な者
- ・原則として、高等教育機関(大学、大学院、短大、専門学校等)を修了した者。または、これに準ずる学力もしくは職歴を有する者
- ・研修申込時において、派遣企業と研修対象者との雇用契約が締結されていること。
- ・軍籍にない者

### 受入企業が実施するべき事項

- ・日本での受入態勢調整
- ・研修計画策定
- ・査証申請、取得等来日準備のフォロー
- ・研修生来日後のフォロー
- ・実地研修実施
- ・研修評価/報告

- ▷ 現地法人格を有しない日本企業の事務所、支店などからは招へいできません。
- ▷ 研修対象者の受入が有償契約に基づく場合で、日本での研修費用が契約金額に含まれている場合は、本制度を利用できません。

## 2. 補助対象経費

本研修の実施に当たり、AOTS 規程に基づき国庫補助金が適用されます。

### 補助対象となる経費の種類

- ①渡航費 ②滞在費（宿舎費、食費、雑費） ③海外旅行保険 ④実地研修費 ⑤実地研修資料翻訳費 ⑥国内移動費

### 補助および経費負担

補助対象経費として認められる受入費に対し、補助率適用区分に基づき国庫補助金が適用されます。申請者には受入分担金（受入費のうち国庫補助金以外の経費相当分）及び研修実施分担金（受入研修実施に関する経費のうち国庫補助金以外の経費相当分）をご負担いただきます。

### 補助率適用区分

- ・中堅・中小企業：補助対象経費の 1/2 を補助
- ・大企業：補助対象経費の 1/3 を補助

※中堅企業は資本金 10 億円未満の企業、中小企業は中小企業基本法に規定されている通りです。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は中堅・中小企業としません。

- 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100% の株式を保有される中小企業、及び資本金（出資金）が 10 億円以上の法人に直接又は間接に 100% の株式を保有される中堅企業
- 申込み時点で、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える事業者

### 3. 申込方法

募集期間
常時募集しております。 ※予算の執行状況によっては、途中で募集終了となる場合もございます。
申込方法
まずは、お電話、または E-mail にて検討されている研修の概要（対象国、研修対象者の属性、研修内容、研修期間等）をご連絡下さい。概要をお伺いした後、お申込みのための書類の準備、段取りなどについてご案内致します。 お申込みのための書類と手続については、4. 申込みから来日までの流れをご参照ください。
提出先
一般財団法人 海外産業人材育成協会 企業連携部 研修・派遣業務グループ 〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1  TEL: 03-3888-8221 FAX: 03-3888-8428 E-mail: <a href="mailto:kigyo-inquiry-az@aots.jp">kigyo-inquiry-az@aots.jp</a>

※AOTSの個人情報保護方針について: 詳細は当協会ホームページ(<https://www.aots.jp/privacy-policy/>)に公開しています。本文書にご記入の個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し保護の徹底に努めます。また、研修に係る事務手続並びに当協会からの各種ご案内等に使用します。

## 4. 申込みから来日までの流れ

### 仮申込み

「研修申込書（概要）」および「低炭素技術説明書」を提出し仮申込みを行ってください。AOTS 内部でお申込み内容を確認し、審査対象となる場合には、本申込み書類作成の連絡をします。

### 本申込み書類の提出

仮申込み受理の連絡を受けた後、研修申込書基本書類（AOTS 書式）を提出してください。

#### 【研修申込書基本書類】

(受入企業)	(派遣企業)
研修申込書	研修生個人記録並びに研修契約に関する申告書
中堅・中小企業申告書	健康診断書（1か月未満の場合、問診書）
研修生の顔写真	海外旅行保険承諾書
研修計画書	研修生個人情報の取り扱いについて パスポートの顔写真のページコピー

#### 【添付書類】

- (I) 財務諸表（決算書）（写）\*直近3年分
  - (II) 労働保険申告書（写）\*全事業所分 従業員数で中小企業基本法における中小企業と判断する場合のみ提出
  - (III) 株主名簿等、出資者と出資比率を記載した書類（写）（中堅・中小企業のみ）
  - (IV) 申請法人概要案内 ※
  - (V) 申請法人経歴書 ※ \*申請法人の沿革が記載された文書
  - (VI) 登記簿謄本（写）※
- \*(IV)から(V)は、AOTS が実施する補助事業を初めて利用する申請者にご提出頂きます。
- (VII) 納税証明書 \*必要に応じて提出を求めることがあります。

### 審査

- (1) 申込内容について、審査委員会に諮ります。

評価基準は、以下の通りです。

- ・事業目的に合致した研修としての妥当性
- ・研修実施国又は対象国
- ・研修の必要性
- ・研修目的、目標の明確性
- ・研修内容、方法の妥当性
- ・研修対象者が資格要件を満たし、かつ、研修目的及び内容に合致していること

- (2) 審査委員会の承認後、承認通知書を送付します。

### 申込みから来日まで

仮申込みから研修生の来日までおおよそ2~3か月かかります。

